

実施方針の策定の見通しについて

令和 4 年 4 月 4 日
静 岡 県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定事業に係る実施方針の策定の見通しを公表します。

| 特定事業の名称 | 期 間 | 概 要 | 公共施設等の立地 | 実施方針を策定する時期 | 担 当 |
|-------------------|---------------------------------|--|----------------|----------------------|--|
| 県営住宅原団地 建替整備事業 | 令和 5 年度から 令和 11 年度まで (予定) | 県営住宅に係る建替 整備業務、入居者移転 支援業務及び余剰地 活用業務 | 静岡県沼津市 大塚地内 | 令和 4 年 4 月下旬 (予定) | 静岡県くらし・環境部 建築住宅局公営住宅課 電話 054 (221) 3088 (直通) |

※実施方針は、静岡県公式ウェブサイト公営住宅課ページ (<https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-330/index.html>) 内にて掲載予定です。